

瑞應寺門信徒会会則

第1条（名称）

本会は瑞應寺門信徒会と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は高槻市山手町1-9-13 瑞應寺内に置く。

第3条（目的）

本会は親鸞聖人の同信同朋の御教えに従い、会員相互の親睦をはかると共に、瑞應寺門信徒として共に協力し、堂宇その他の維持管理を行うことを目的とする。

第4条（行事）

本会の目的を達成するため次の行事を行う。

1. 瑞應寺が行う法要その他教化事業への協力
2. 法人の所有にかかる堂宇及び法物、その他の維持管理
3. 宗門が行う行事への協力参加
4. その他必要なこと

第5条（会員）

瑞應寺門信徒及び有縁の人で、この会に賛同し会費を納入するものをもって組織する。

1. 門信徒会員 門信徒で同一世帯の家族も含まれる
2. 賛助会員 他に所属する寺院があり、しかも瑞應寺の活動に賛同する人を言う



正徳山瑞應寺門信徒会 用箋

第 6 条 (総代)

総代は門信徒会員から選出し、住職が委嘱する。

第 7 条 (総代会)

総代会は住職又は門徒責任役員が召集し、諸案件を決議する。

但し、出席者の 2 分の 1 以上の賛同による。

第 8 条 (役員及び任務)

会長は門徒責任役員、副会長は門徒総代、幹事は摂津十二日講員・

仏婦役員、会計は門徒会計がその任にあたる。

会長 住職と協力し本会を代表する。

副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは代理を務める。

幹事

会計 会費の収支及び備品その他財務に関する事。

第 9 条 (役員の任期)

任期は 4 年とし再任を妨げない。

第 10 条 (役員会)

役員会は会長が招集し、全役員が出席し重要事項及びその他を審議する。

第 11 条 (経費)

本会の経費は、会費及び助成金その他をもってこれに当てる。



第 12 条（慶弔）

門信徒会員及びその家族に弔あるときは、襷一対を送る。

第 13 条（総会）

総会は毎年度初めに行う。

総会は会長が招集し、全会員が出席のうえ次のことを審議する。

- 1 . 会務報告及び計画に関すること
- 2 . 決算及び予算
- 3 . その他

第 14 条（年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

第 15 条（改正）

本会の会則を改正するときは、総代会に諮り総会の承認を必要とする。

付則

- 1 . 本会則は平成 18 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 . 施行日より初回の役員任期は、当該役員の残任期間迄とする。

